

みんなで「まちの憲法」を考えよう!

まちづくり基本条例 制定の背景

平成12年4月の地方分権一括法の制定により、地方自治体はそれまでの全国画一的な自治体運営から、自己決定・自己責任の下で地域の特性に合った個性豊かなまちづくりを進めることが可能となりました。こうした自立(律)したまちづくりを進めるためには、行政だけでなく市民の皆さんをはじめ地域で活動する自治会やNPO、ボランティア、事業者などさまざまな活動をしている方々と協働して取り組むことが求められています。

このようなまちづくりを推進するための基本的なルールとして、まちづくり基本条例が全国の自治体で制定されるようになりました。



◆◆◆まちづくり基本条例の講演会、勉強会のお知らせ◆◆◆

まちづくり基本条例を市民の皆さんに知ってもらうため、各地域で講演会や勉強会を開催しています。ぜひご参加ください。

◆講演会	とき	ところ
	5月25日(日)午後1時～3時30分	新所沢公民館

講師 脚地方自治総合研究所所長・辻山幸宣さん
内容 (仮題)「なぜ今、まちづくり基本条例が必要なのか」
◎直接お越しください。

◆勉強会	とき	ところ
	5月31日(土)午前10時～正午	男女共同参画推進センターふらっと (☎2921-2220・FAX2921-2270)
	6月7日(土)午前10時～正午	富岡公民館 (☎2942-3110・FAX2942-3244)

内容 まちづくり基本条例の基本的な内容や他市の条例などを少人数で勉強し、参加者との意見交換を行います。
申し込み 氏名、住所、電話番号を政策企画課 (☎2998-9027・FAX2994-0706・Eメールアドレスa9027@city.tokorozawa.saitama.jp)へ電話・FAX・Eメールのいずれかの方法、または上記施設へ電話・FAX
問い合わせ 政策企画課 (☎2998-9027・FAX2994-0706)



■傷害補償

	傷害事故 (被補償者1名あたり)	熱中症・日射病・細菌性食中毒・O-157 (被補償者1名あたり)
死亡補償	500万円	300万円
後遺障害補償	500万円～15万円	300万円～9万円
入院補償	1日 3,000円 (事故の日から180日を限度)	
通院補償	1日 2,000円 (事故の日から180日までの間で90日を限度)	

■賠償責任補償

身体賠償 (対人)	限度額	1名 5,000万円 1事故 5億円 (生産物事故のみ保険期間中の限度額5億円)
	財物賠償 (対物)	限度額 1事故 1,000万円 (生産物事故のみ保険期間中の限度額1,000万円)
保管者賠償	限度額 1事故 500万円 (保険期間中の限度額500万円)	

市民活動総合補償制度がスタート

市では、市民の皆さんが安心してボランティア活動を行えるよう、今年度から「市民活動総合補償制度」を導入しました。この制度は、市があらかじめ保険料を負担し、市民の皆さんが行う公益的な活動の中で起きた事故に対して、傷害や賠償責任を補償するものです。

①概要および対象
補償制度には、▼傷害補償▼賠償責任補償の2種類があります。
②事前の加入手続きや保険料などは必要ありません。事故が起きた際に、下記の内容は下表の通りです。

③「わんわんバトロール」にかかる賠償責任補償の特約
「わんわんバトロール」とは、児童・生徒等の登下校の時間に合わせ、犬の散歩をしながら、児童・生徒の安全を見守る活動です。
④ボランティア活動の付加された乳幼児等の傷害補償の特約
ボランティア活動中に事故が発生した場合には、まず、市民活動支援室、もしくは当該活動に直接関係する市の担当部署にご連絡ください。その際、①いつ(日時)②どこで(場所)③だれが(加害者)④だれを(被害者)⑤どうして(事故状況)⑥どうなったか(被害状況)をご報告く

ださい。後日改めて事故報告書の記入用紙を郵送します。
◎詳細はお問い合わせください。なお、市ホームページ(「市民活動総合補償制度」で検索)でもご覧になります。
問い合わせ 市民活動支援室(市役所2階・コミュニティ推進課内/☎2998-9418・FAX2998-9162)

■市民活動総合補償制度 Q&A

①地域で行う盆踊り大会や運動会などの地域活動は対象になりますか?
大会を運営するスタッフはボランティア活動と認められ対象になりますが、一般の参加者は対象にはなりません。
②スポーツ少年団での活動の場合、どのようなケースが対象になりますか?
まず、指導者は青少年育成に係るボランティア活動と認められ対象になります。また、団員については、一般の活動(練習や試合)中は対象になりませんが、当該活動中に行う清掃活動等のボランティア中の事故は対象になります。
③個人・団体が別途同様の保険に入った場合、どのような扱いとなりますか?
事故が両保険の対象となる場合には、原則として、傷害補償は併給が可能です。賠償責任補償は両保険での案となります。

市政通信

高齢者みまもり相談員
委嘱状交付式(4月8日)
高齢者みまもり相談員は、月に1～2回、希望される高齢者のお宅を訪問し、情報提供や安否確認、話し相手等の業務を行います。36人が委嘱されました。



所沢市交通指導員服装点検
4月9日、交通指導員の土気高揚のため、市長が点検官となり、服装・手帳等を一人ひとりを点検しました。
皆さんの交通安全を守るために活躍する48人が点検を受けました。



保養施設で心身ともに

市では、市民保養施設として、草津温泉・箱根湯本温泉・秩父・土肥温泉・伊香保温泉などの旅館・ホテル・民宿30軒(左表参照)と協定を結び、市民の皆さんが利用する際に、宿泊料金を補助しています。
市民保養施設の利用案内は、市役所1階・市民相談課市民保養施設コーナーおよび各出張所等で配布しているほか市ホームページ(「市民保養施設」で検索)でご覧になれます。補助対象者 宿泊当日に所沢市に住民登録(外人登録を含む)をしている方で市税を滞納していない方(申し込みの際に確認させていただきます)。

①利用者が直接、保養施設へ予約所沢市民であることを告げる。
②予約が取れたら、利用日の10日前までに利用者本人が印鑑をお持ちのうえ、市役所1階・市民相談課市民保養施設コーナーへ利用補助金申請をして、利用券を受け取る。
③宿泊当日、チェックインの際に施設へ利用券を提出する。
④宿泊料金を支払う際に補助金額が

■協定施設一覧

●草津温泉	●箱根湯本温泉
中村屋 ☎0279-88-2209	庭園露天を味わう湯湯さか荘 ☎0460-85-5755
草津スカイランドホテル ☎0279-88-5050	箱根水明荘 ☎0460-85-5381
旅館喜平 ☎0279-88-3169	ホテル仙景 ☎0460-85-5500
ホテルバルツ ☎0279-88-2711	春光荘 ☎0460-85-5336
一田屋旅館 ☎0279-88-3150	湯本富士屋ホテル ☎0460-85-6111
草津ハイランドホテル ☎0279-88-2533	ホテルマイユクール祥月 ☎0460-85-5748
●秩父	●伊香保温泉
国民宿舎両神荘 ☎0494-79-1221	ホテル銀水 ☎0279-72-3711
いこいの村ハリテイジ美の山 ☎0494-62-4355	ホテルニュー伊香保 ☎0279-72-3737
みやこ旅館 ☎0494-54-1415	旅館さくらい ☎0279-72-2575
●真鶴半島	●土肥温泉
一望閣 ☎0465-68-1251	温泉民宿つかさ ☎0558-98-0346
●湯河原温泉	温泉民宿美浜 ☎0558-98-1030
青巖荘 ☎0465-63-3111	味覚庵庵水 ☎0558-98-0062
●網代温泉	土肥温泉ホテルみなみ荘 ☎0558-98-1123
伊豆網代温泉松風苑 ☎0557-68-3151	碧き風ぎの宿明治館 ☎0558-98-1011
●塩原温泉	土肥ホテル山海亭 ☎0558-98-1069
大出館 ☎0287-32-2438	
●白樺高原	
オテル・ド・ミロワール ☎0267-55-7007	

見に来ませんか! きれいなお花★貴重な文化財

市では、昨秋に引き続き、小手指駅から狭山湖まで続く散歩道(小手指ヶ原古戦場と狭山湖コース)近くの農地にお花畑を造りました。お花畑は、10月中旬に市民の皆さんと一緒に種をまいたもので、埋蔵文化財調査センター南側に5,608㎡あります。花の種類は、ハナビシソウ・シャレーポビー・ヤグルマソウ・ヒメキンギョソウです。開花時期は、4月下旬から6月初旬ごろまでです。
散歩道近くには、地元農家の新鮮野菜の直売所もありますので、立ち寄ってみてはいかがでしょうか。また、次のとおり新鮮な地元農産物の直売会を行いますので、ぜひ、足を運んでみてください。

■地元農産物の直売会

とき 5月17日(土)午前9時～午後2時(売り切れしだい終了)
ところ 埋蔵文化財調査センター南側のお花畑(雨天の場合は、埋蔵文化財調査センター駐車場)
内容 地元農産物の直売、狭山茶の無料接待
◎午前10時から先着100人に花の種をプレゼントします。

【案内図】

交通 西武池袋線小手指駅南口下車、散歩道(小手指ヶ原古戦場と狭山湖コース)の順路で徒歩30分。または、同駅南口から「早稲田大学」行きバスで、「所沢ロイヤル病院前」下車5分。なお、お花畑には駐車場がありません。ご来場の際は、電車・バス・徒歩等でお越しください。
◎開花情報は市ホームページ(「お花畑」で検索)でもご覧になれます。
問い合わせ 農政課 (☎2998-9158・FAX2998-9162)

【埋蔵文化財調査センター臨時開館】

古代人の息吹を伝える数多くの出土品と天然記念物ミヤコタナゴが皆さんをお迎えます。
とき 5月17日(土)午前8時30分～午後4時
ところ 埋蔵文化財調査センター(北野2-12-1)
内容 ▶市の遺跡と発掘調査▶最新発掘調査情報の展示▶館内案内(展示物・収蔵庫・ミヤコタナゴ飼育室等)▶平成19年度発掘調査の概要のライド映写▶ミヤコタナゴの人工授精の話と実演(午前11時～、午後1時30分～)▶火おこし体験ほか
問い合わせ 埋蔵文化財調査センター (☎2947-0012・FAX2947-0048)

差し引かれる。
◎申請時のお願
利用者が大人(15歳以上)の場合1人につき1枚の申請書で申請してください。
◎利用者が15歳未満の場合は保護者の申請となりませう。
◎出張所でも申請することができ、この場合の利用券は、後日郵送になります。
◎予約の取り消しと内容変更
予約の取り消しは、利用者が直接施設へ連絡してください。その後、利用券を市民保養施設コーナー(〒359-8501・並木1-1-1)へ返却してください(郵送可)。
◎施設によりキャンセル料がかかる場合もありますのでご注意ください。
◎内容の変更は、直接施設へ連絡のうえ、市民保養施設コーナーで利用券の変更をしてください。
問い合わせ 市民保養施設コーナー (☎2998-9106・FAX2998-9041)

住宅用火災警報器は設置しましたか?

住宅火災は、就寝時間帯と夕食の準備中に発生する割合が高く、特に就寝中は火災の発生に気づきにくいため逃げ遅れて亡くなる方が多くなっています。
このため、戸建住宅やアパート、マンションなどに住宅用火災警報器の設置が義務づけられました。住宅用火災警報器の設置により、火災が発生した場合でも素早く避難ができるようになります。
【設置場所】
●ふだん就寝に使う部屋(寝室)
●階段(寝室が2階以上にある場合)
●住宅用火災警報器相談窓口を開会
消防本部予防課は、住宅用火災警報器に関する相談や質問などにお答えするために、下表のとおり相談窓口を開設します。
消防本部おまわり消防団では、一人暮らしの高齢者の方を安心して生活していただけるように、防火訪問(火の元点検)を行っています。防火訪問では、ガスコンロや暖房器具、電気器具などを安全に使用するための点検や、防火に関する相談などにお応えしていますので、消防職員や消防団員が訪問したときにはご協力をお願いします。
なお、防火訪問をご希望の方は消防本部予防課にご連絡ください。

■住宅用火災警報器相談

相談窓口開設場所	月日
小手指公民館・小手指公民館分館	5月7日(土)
松井公民館・柳瀬公民館	5月8日(日)
山口公民館・吾妻公民館	5月9日(金)
新所沢東公民館・並木公民館	5月10日(土)
富岡公民館・中富南コミュニティセンター	5月11日(日)
中央公民館(生涯学習センター内)	5月13日(火)
三ヶ島公民館・狭山ヶ丘コミュニティセンター	5月14日(水)
檜峰コミュニティ会館・檜峰コミュニティ会館別館	5月16日(金)
新所沢公民館・新所沢コミュニティセンター	5月17日(土)

◎相談時間はいずれも午前10時から午後2時までです。